令和９・１０年度　物品・役務等に係る入札参加資格審査申請について

令和９・１０年度において斐川宍道水道企業団が発注する物品・その他業務の競争入札に参加を希望する方は、入札参加資格申請を行ってください。

なお、斐川宍道水道企業団における物品・役務等の入札参加者の選定は、「管内業者及び市内業者を優先する。」こととしています。

１．入札参加資格審査対象について

・別紙、物品等の分類表のとおり。

２．入札参加資格要件

(1)　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)　申請者の所在する市区町村において、市区町村民税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

(3)　社会保険料の滞納がないこと。

(4)　消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に参加させていないこと。

３．提出書類一覧

・提出書類の基準日と提出日について

基準日：令和８年１２月１日

提出日：申請書を提出する日

・原則として、申請にかかる押印は廃止していますが、内容によって押印を求めるものがあります。押し忘れにご注意ください。

・番号順にＡ４フラットファイルに綴じて提出してください。

・フラットファイルには必ず表紙と背表紙に「令和９・１０年度　物品等入札参加資格審査申請書」及び「申請者名」を記載してください。

・審査結果を郵送するための宛先を記入した封筒（切手貼付）を同封してください。

・申請書受付の確認が必要な場合は、返信用の受付票と宛名を記入した封筒（切手貼付）又は返信用葉書等を同封して下さい。

・上記の封筒は長形３号封筒（120×235 ㎜）とし、フタに両面テープの貼り付けをお願いします。

【入札参加資格認定に必要な書類】

(1)令和９・１０年度物品・役務等競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）

・使用印の確認のため、申請者の印鑑欄は押印してください。

・日付は提出日です。

(2)令和９・１０年度営業種目希望表（様式第１号の１）

(3)営業許可証等調書(様式第１号２）

・営業種目希望表の許可欄に＊印がある場合に提出してください。

・許可、免許、登録証等の写を添付してください。

(4)経営実態調書(様式第２号)

(5)誓約書(様式第３号)

・押印が必要です。

・日付は提出日です。

(6)業態調書

(7)印刷用機械器具類調書（印刷を希望する場合のみ）

(8)印刷物調書（印刷を希望する場合のみ）

(9)市区町村民税等の滞納のない証明書（基準日前３か月以内に発行されたもの。写し可。）

・申請者の所在する市区町村民税等滞納のない証明書（または電子申請等証明書）

(10)消費税及び地方消費税の納税証明書（「その３」または「その３の３」）（基準日前３か月以内に発行されたもの。写し可。）

・申請者の所在する市区町村を所管する税務署が発行する消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類（または電子申請等証明書）

(12)社会保険料について未納のない確認書（基準日前３か月以内に発行されたもの。写し可。）

・申請者の所在する市区町村を所管する日本年金機構の事務所が発行する社会保険料の滞納がないことを証明する書類
・市外業者の場合、本申請時の提出又は入札告示・指名通知により参加を希望する際の提出可。この場合は、確認書に代えて申出書を提出してください。

(13)法人登記の登記事項証明書または、代表者の身分証明書（基準日前３か月以内に発行されたもの。写し可。）

・法人の場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
・個人の場合は、代表者の身分証明書

(14)決算書

・法人の場合は、基準日直近の１期分の決算書
・個人の場合は、基準日直近の確定申告に添付した決算書または収支内訳書（青色申告の場合は損益計算書、貸借対照表を含む。）

(15)委任状

・代表者が入札、契約の締結等に係る権限を委任する場合に必要です。
・委任者、受任者ともに押印が必要です。
・日付は提出日です。

４．その他

「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務」及び「物品・役務」を申請される場合に原本提出が必要な書類は、建設工事の申請に原本を提出し、測量・建設コンサルタント業務または物品・役務の申請にコピーの提出を認めます。その場合は、建設工事の申請に原本を提出していることをコピーに書き添えてください。